

議員提出議案第20号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和3年3月22日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 帰 山 和 也

提案理由

委員会への欠席事由として育児，看護，介護等を明文化するとともに，出産については産前・産後期間にも配慮した規定とするため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第12条 委員は、<u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第12条 委員は、<u>疾病、出産その他の事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。